



「思ったら、やってみる」兵庫県遊協の社会貢献の歩み
 ～主要対象は子どもと高齢者 社会的弱者の支援に全力～

風俗営業の許可の要件について再考する 三堀 清

機構の動き

10月度<2021年10月1日~10月31日>

遊技機等への立入検査関係

10月度 立入検査店舗数151店舗
(遊技機検査120店舗、計数機検査31店舗)
10月末日 誓約書提出店舗数8638店舗(対前月比▲47)

依存防止対策調査の関係

10月度 依存防止対策調査実施店舗数172店舗
10月末日 承諾書提出店舗数8428店舗(対前月比▲37)

会議開催関係

10月に会議の開催はありませんでした。

11月4日(木)に定例理事会並びに臨時社員総会を開催しました。臨時社員総会においては「社員の経費負担の件」が異議無く承認可決されました。

CONTENTS

12	December 2021	「思ったら、やってみる」～兵庫県遊協の社会貢献の歩み	1
		風俗営業の許可の要件について再考する 三堀 清	5
		店長に求められる知識「顧客サービスⅧ」	8
		銀世界の裏151「『認定』狂騒曲」	11



表紙の
はなし

さいたま市大宮区 氷川神社の煤払い(すすはらい)

正月に年神さまを迎えるための準備、煤払い行事が、武蔵一之宮の氷川神社で12月15日に行われる。長さ5mもの長い竹を持った巫女たちが、竿先の葉で本殿、拝殿、楼門と1年の間にたまった汚れを落とし、柱、梁を清めて回る。「正月事始め」「正月迎え」などとも呼ばれる全国的な年の瀬行事、年末の大掃除である。江戸時代、江戸城で12月13日に行われたため、いまでも同13日に行われる所が多いが、同社では熊手市ともいわれる歳末の賑わい、「十日市(とおかまち)」(同10日)を終えてから、15日に正月準備。200万人を超える初詣客を待つ。

「思ったら、やってみる」

兵庫県遊協の社会貢献の歩み

自治体の各種事業に対する助成や自然災害による被災地支援をはじめとするボランティア活動など、各都府県方面遊協の社会貢献活動の種類と件数は多岐にわたる。兵庫県遊協は協同組合は顧客の善意とホールの寄付を原資とする「はあ〜とふるふぁんど支援事業」と組合の「福祉基金」を軸に、特に次代を担う子どもたちと高齢者の支援に力を注いできた。都府県方面遊協初となる保育園開設など、独自の取り組みも目につく。根底にあるのは「思ったら、やってみる」。

同県遊協の社会貢献活動の足跡を平山龍一理事長や組合関係者に取材。コロナ禍のなかで模索中という今後の展望についても伺った。



平山龍一理事長

**主要対象は子どもと高齢者
社会的弱者の支援に全力**



すばる保育園。着実に施設の規模や定員を拡大してきたことから、いかに地域に受け入れられているかが伺われる

待機児童問題を憂慮 保育園開設を実現

社会貢献活動に対する兵庫県遊協の基本姿勢を簡潔に表すと、「思ったら、やってみる」。平山理事長は「『本当にできるのだろうか』と思うような提案でも即反対する人はまずいません。とりあえずやってみようとする風土が醸成されているのです」と言う。

その格好の例が保育園の開設だ。同県遊協は、社会福祉法人兵庫遊協社会福祉事業協力を立ち上げ、2014年4月、同県明石市に市の認可を受けた「すばる保育園」を開園した。

構想が持ち上がったのは06年頃。当時は待機児童問題が全国的に社会問題となっていた時期で、兵庫県でも重要テーマとなっていたそれを憂慮し、保育園開園に取り組むことになったのだ。

兵庫遊協社会福祉事業協会の理事長でもある平山理事長は、次のように当時の状況を話す。

「認可に際してはどかが母体かを厳しく審査されますから、なぜパチンコ屋の集まりが保育園をつくるのだという目で見られたこともあったと思います。場所探しも大



青年部会が隔年で開催してきたはあ〜とふるふあんどフェスタ。部会員も企画・運営はもとより、売り子を務めるなどしてイベントを盛り上げてきた



変で、保育園の建設に反対する周辺の住民は少なくありません。アイドルが相当高い事業のため、当初は驚いた組合員も多かったのではないだろうか」

しかし、異を唱える声は上がらず、8年後に陽の目を見ることになった。「私も含め、組合員の皆が実現できたらすごいなと思い、見守っていました。実際に開園したときはあらためて諸先輩を敬服しました」と振り返る。

すばる保育園は定員60人からスタートし、応募者が増えたため2017年には分園を開設。20年10月には本園を増築して対応、現在は本園、分園合わせて定員205人へ膨れ上がった。県遊協が種をまいたものが、地域社会に受け入れられて、花が開いたということだ。今では、財政的にも県遊協に頼らず、独立採算制で運営されている。

地元マスコミとも連携はあ〜とふるふあんど

兵庫県遊協は、地元のマスコミを巻き込んだ社会貢献活動という点でも、都府県方面遊協のなかでは先駆

的な取組みをしてきた。「はあ〜とふるふあんど支援事業(兵遊協・ハート玉福祉支援事業)」がそれである。

同事業は地域の福祉向上や文化の育成、地域振興を目的とし、01年にスタートした。原資は、協力店舗における募玉やこぼれ玉という来店客の善意と各店舗の寄付金。参加は任意だが、多くの組合員が賛同してきた。

注目すべきはその事業形態で、実行委員会は兵庫県遊協、AM神戸(ラジオ関西)、神戸新聞事業社の3者で構成(委員長はラジオ関西社長)。地元のマスコミ関連企業を前面に出している。平山理事長は「PR効果が期待できるし、事業の社会性を醸成し、注目も集められるとして、当時の米田義一理事長ら諸先輩が尽力して実現した事業形態です」と説明する。

具体的には「ユネスコ支援」「ひょうごボランティアあしす」と「ひょうごふるさと振興サポート」の3事業を柱にスタートした。

ユネスコ支援事業は世界遺産登録などで知られる国連機関「ユネスコ」の活動を支援するもの。ユネスコ親善大使を務めていた世界

的画伯の故・平山郁夫氏のはあ〜とふるふあんどの趣旨に賛同してくれたことから、同氏との関係が深まり、教育機会の提供を目指すユネスコ・世界寺子屋運動などに助成してきた。

ボランティアあしすと事業は県内のボランティア団体や福祉施設の活動などに対して、ふるさと振興サポート事業は県内で地域振興に取り組む民間団体や第3セクターなどに対して活動補助金を拠出。助成する活動は公募の上、審査して決定してきた。

平山氏が逝去した09年以降はボランティアあしすと事業とふるさと振興サポート事業を両輪に事業を継続。19年度までの支援総額は約3億8500万円に上る。

青年部会が牽引する障害者(児)との交流

また、はあ〜とふるふあんど支援事業に触発された県遊連青年部会(現在26人)が企画・実現したのが「はあ〜とふるふあんどフェスタ」だが、その実現に至る過程でも同組合の基本姿勢が伝わってくるエピソードがある。

同フェスタは05年から2年に1回開催してきた健常者と障害者

(見)の交流を目的としたイベントで、授産施設や福祉作業所で作られた物品が販売されたり、障害をもった人たちの楽器演奏会などが催され、毎回大勢の来場者で賑わってきた。

発案者は当時青年部会長だった平山理事長。「兵庫県中小企業青年中央会が04年に開催した社会貢献イベントに携わったのがきっかけでした。業種が異なる者同士でも協力し合ってできるのだから、我々にできないはずがないと考えたのです」と話す。そうは思ったものの、自分は30代半ばで部会員の多くは10歳以上。趣旨を説明し、初回の原資には青年部会の旅費を充てたいと提案したときは、実は反応に戦々恐々だったという。ところが、皆は一様に「いいんとちゃうか」。平山理事長を強く後押しした。

**社会貢献の大切さを
95年の大震災で再認識**

この兵庫県遊協の「思ったら、やってみる」の原動力となっているのが、1995年1月の阪神・淡路大震災の被災体験だ。平山理事長は「あの震災で地域とともに生きるといふ思いを一層強くしたことは確かです」と断言する。

「私は留学先からの帰国直後で、日本全体が大変なことになったのではないかと思ったことを覚えています。当社が神戸市内で経営するホールも9か月の休業を強いられ、再建には大変苦労しました。その過程では早期に営業再開できたホールへの批判もあった一方、応援してくれる方も数多くいることを知り、地域との繋がりの大切さを痛感しました」

それは組合員全員に共通する思いで、だからこそ後に地元の住民やメディアと一体となったはあゝとふるふぁんど支援事業を立ち上げたのだと強調する。

もとより社会貢献への強い思いは震災で突然芽生えたわけではない。平山理事長は「1966年の県遊協設立以来、育まれてきたもの」だとして、「今も米田元理事長

や岡本芳邦前理事長をはじめとする諸先輩が理事として組合運営に携わり、相談に乗ってくださいます。組合員数(2021年9月末現在348店舗)の減少が続いているところに新型コロナ問題が起き、社会貢献活動も難しい舵取りが求められるなか、心強いかがりです」と笑顔を見せる。

40年迎える福祉基金は 子どもや高齢者ら支援

諸先輩から引き継がれてきたのは思いだけではない。「福祉基金」もその一つ。これは兵庫県遊協が運営する社会貢献基金で、1982年の創設以来、「遊技場ホールの地位向上を図る」「地域社会の福祉向上ならびに地域の安全」「地域と事業者の秩序ある共存」に資する事業を行ってきた。

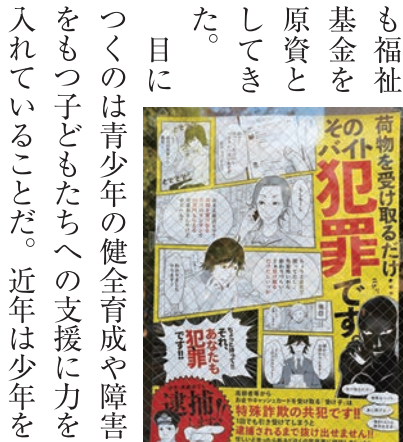
寄贈先は兵庫県防犯協会連合会、暴力団追放兵庫県民センター、日本赤十字社、あしなが育英会、社会福祉施設などで、福祉施設や障害者の就労支援施設に寄贈した福祉車両は159台になる。

神戸市少年団野球リーグ、ハートフル杯争奪リーグ戦や兵庫県警少年柔・剣道大会、県青少年本部、県障害者スポーツ協会などへの支援

地域の安全・安心を守る「ひょうごふれあいランニングパトロール(ふれパト)」にも協賛。今年はコロナ禍で中止となったが、今後も協賛していく予定



パチンコ・パチスロ社会貢献機構の第15回社会貢献大賞で、「明日を担う子ども達をすくすく育てるための支援活動」として都府県方面部門の優秀賞を受賞(右は平山理事長)



社会福祉施設や障害者の就労支援施設に寄贈してきた福祉車両「兵庫県あ〜とふる福祉号」。累計台数は159台になる

受け子とした特殊詐欺事件やスマートフォンに起因する犯罪被害・トラブルが増えていることから、県警少年課と連携し、これらの事案の発生防止に資する施策にも取り組んでいる。21年3月にはスマホの安全な使い方を伝えるアニメ映像を制作して県防犯協会連合会に寄贈した。

パチンコ・パチスロ社会貢献機構が2020年7月に発表した第15回社会貢献大賞では、「明日を担う子ども達をすくすく育てるための支援活動」として都府県方面部門の優秀賞を受賞している。

平山理事長は「子どもは社会の宝ですから、成長を手助けするのは大衆娯楽の責務です。高齢者に対しても同様で、社会的弱者を支援していくスタンスは今後も決してぶれません」と明言する。

コロナ禍には負けない弱者支援に今後も力を

もともと、昨年春からのコロナ禍は兵庫県遊協の社会貢献活動にもさまざまな影響を及ぼしている。あ〜とふるふぁんど支援事業は20、21年度と2年続けて中止となった。民間団体側が思うように活動できず、公募が成立しないため

だ。参加型の社会貢献活動も軒並み中止となっている。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス問題はいつ再燃するかわからない。旧規則機の撤去期限も迫っている。そのため、兵庫県遊協では22年度のはあ〜とふるふぁんど支援事業も関係者間で検討の結果、中止することとした。さらには同事業そのものに幕を下ろす方向で話が進んでいると平山理事長は打ち明ける。

「遊技環境の変化もあり、いまはこぼれ玉はほとんど出ないし、募玉も集まりにくくなっています。そもそも趣旨どおりには運用しにくくなっているということですから、こうした状況も鑑み、大きな決断を下すことにしました」

20年経ち、ひとつの役割を終えたということだ。今後も社会的弱者の支援に力を注ぐという方針自体には変わらない。直近では11月15日、特殊詐欺防止対策機器の自動通話録音機1000セットを県警に寄贈した。18年にも200セット寄贈したところ、設置先では被害報告がゼロであるため、追加寄贈することにしたものだ。健全者と障害者の交流イベント

も継続する。平山理事長は青年部会に対して、「固定観念に縛られず、いろいろな提案をしてほしい」と期待する。根底にあるのは「思ったら、やってみる」という基本姿勢。引き続きの兵庫県遊協の社会貢献活動に期待したい。

新型コロナ対策に協力

KiK NEWS

神奈川県遊協が県に抗原検査キット費贈呈

神奈川県遊技場協同組合(理事長・伊坂重憲氏)と神奈川福祉事業協会(会長・同)は10月28日、同県が県内12歳児未満の通う幼稚園、小学校、特別支援学校などに行っている「抗原検査キット配布事業」に対して、キット購入費を贈呈。黒岩祐治知事から感謝状を授与された。

贈呈金額は神遊協が1089万円(1万1000キット、5500人分)、神福協が495万円(5000キット、2500人分)。

県庁での寄贈式で、伊坂理事長は「このような形で社会貢献ができてよかった」とあいさつ。知事から「(キットは)まん延防止に非常に効果を発揮しているの、支援は非常にありがたい」と感謝の言葉が贈られた。



◀黒岩知事(右)と伊坂理事長

風俗営業の許可の要件について再考する



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修

士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企

業関連の民事事件を手がける

1 風俗営業の許可の要件

風適法が風俗営業について許可制をとるのは(同法3条1項)、風俗営業の健全化のために営業所の構造設備に一定の基準を設けると共に営業可能な区域を制限し、また、能力や遵法意識等の点で適性がない者が経営に関与することを防止する趣旨である。このため、風俗営業の許可を受けるには、人的要件、営業所の構造設備に関する要件、場所に関する要件をいずれもクリアする必要がある(風適法4条1項、2項1号・2号)。

これに加えて、パチンコホールの場合には、設置する遊技機が「著しく客の射幸心をそそるおそれがある…基準」に該当しないという要件をクリアする必

要がある(風適法4条4項)。これは、風適法が、遊技機の出玉性能を一定範囲に制限して射幸性を抑制することにより、パチンコの健全化を実現するという方法を採用しているからである(同法4条4項、20条1項)。

また、許可を取得後に営業所の構造設備や遊技機が勝手に変更されると、一定の要件をクリアしたことを前提とする許可制度が有名無実化してしまうから、これらの変更には、原則として公安委員会の承認を得ることが必要とされるのである(風適法9条1項、20条10項)。

2 人的要件について

人的要件は、不適格者を排除し、風

俗営業の適正化を図ると共に、風俗営業の社会的信用を高めるために設けられたものである。具体的には風適法4条1項各号に以下のような人的欠格事由が列挙されている。

1号欠格は「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」である。これは経済的な面で適正な営業を遂行することができないと判断される場合である。

従前、1号欠格としては、破産者の他「成年被後見人若しくは被保佐人」が挙げられていたが、令和元年12月施行の改正法により削除され、能力面で適正な営業をできないと判断される場合として、新たに後述の5号欠格が定められた。

2号欠格は「1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は(一定の犯罪

により)1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者」である。

罰金以上の刑に処せられただけで欠格事由が生じる場合としては、風適法違反となる許可の不正取得・名義貸し等(同法49条1号、2号)、無承認変更や承認の不正取得等が広く認識されているが(同法50条1項1号、2号)、意外と盲点となっているのが不法就労助長罪である(入管法(出入国管理及び難民認定法)73条の2第1項)。

不法就労とは、不法入国者やオーバーステイの外国人の他、在留資格を有する外国人が資格外の活動として収入を伴う活動を行う場合をいうが、このような外国人を雇ったり、就労先をあっせんしたりする等の行為が不法就労助長罪(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科)となるのである。

注意を要するのは、「留学」の在留資格は就労が資格外活動として禁止されていること(入管法19条1項)、例外的に法務大臣の資格外活動の許可を受けて一定時間に限りアルバイトをすることが認められているが(同法19条2項)、風

俗営業で就労することは認められていないことである。ホール業者が留学生を雇うと、直ちに不法就労助長罪に該当してしまうことになるのである。

その他、3号欠格は暴力的不法行為等を「行おうとせしめようとする」と認められるに足りる相当な理由がある者を、4号欠格はアルコール、麻薬等の中毒者を挙げている。

平成元年12月施行の改正法で、新たな5号欠格として「心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者」として国家公安委員会規則で定めるものが挙げられた。

6号欠格は風俗営業の許可を取り消され、当該取消日から起算して5年を経過しない者(法人にあってはその役員であつた者を、7号〜9号欠格は行政処分逃れをした者やその法人の役員を、10号欠格は未成年者を、11号欠格は風俗営業の許可の取消しを受けた法人の役員であつた者を挙げている)。

3 構造設備に関する要件について

構造設備に関する要件は、風適法施行規則7条で「構造及び設備の技術上の基準」として示されている。

注意を要するのは、「ぱちんこ屋」に

あつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと」という基準である。例えば、営業所内の休憩スペース等に往年の名機とされる遊技機を設置して無料でプレイをさせたり、ビギナーのために試し打ち用の遊技機を設置して練習をさせたりすることはできないのである。

4 場所に関する要件について

場所に関する要件は、各都道府県の条例で清浄な風俗環境を保全する必要がある地域として指定した営業制限地域内での風俗営業を許さない、とするものである。これについては、風適法施行令6条で、住居集合地域及び学校、病院等の保全対象施設の周辺地域(施設の敷地の周囲から概ね100メートルの区域)を条例により営業制限地域を指定する場合の基準として定めている。また、営業所が営業制限地域に近接している場合、風俗営業の許可に「営業制限地域内に営業所の拡張を行わないこと」等の条件が付される。

ところで、営業制限地域に関しては、他の商業施設との共用駐車場が問題となる。

風適法上の「営業所」とは、「客室のほ

か、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業者の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば『営業所』に含まれる」とされている(解釈運用基準第12・2)。この解釈からすると、ホールと他の商業施設等との

共用駐車場の一部が営業制限地域にかかっている場合(勿論ホールは営業制限地域外にある)、駐車場が「社会通念上当該建物(＝ホールの建物)と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設」であるか否かにより可否が判断される。例えば、併存する施設がコンビニエンスストアや小規模な飲食店であれば、当該駐車場は「専ら」ホールの営業用の

施設とみられ、許されないことになる。これに対し、ホールと比較して同程度以上の規模のショッピングセンター等であれば、当該駐車場は「専ら」ホールの営業用ではなく、共用の施設であり、許されることになる。

(罰金以上の刑に処せられただけで欠格事由が生じる場合として、盲点となっているのが不法就労助長罪である)

不法就労とは、不法入国者やオーバーステイの外国人の他、在留資格を有する外国人が資格外の活動として収入を伴う活動を行う場合をいうが、このような外国人を雇ったり、就労先をあつせんしたりする等の行為が不法就労助長罪

駐車場に関しては、この他、ホール業者が近隣の営業制限地域内にある駐車場を借り上げている場合が問題となる。この場合、少なくともホールの敷地と駐車場の敷地の間に、道路(公道)、河川又は別の建物等が設置されている土地が挟まれており、駐車場とホールとの直接の往来ができないものであれば、「社会通念上当該建物と一体とみられ」ないので、許されることになる。

(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科)となるのである。注意を要するのは、

「留学」の在留資格は就労が資格外活動として禁止されていること(入管法19条1項)、

例外的に法務大臣の資格外活動の許可を受けて

一定時間に限りアルバイトをすることが認められているが(同法19条2項)、

風俗営業で就労することは認められていないことである。

ホール業者が留学生を雇うと、

直ちに不法就労助長罪に該当してしまうことになるのである。

また、ホールの入居している雑居ビルの一部が営業制限地域にかかっている場合、当該地域にかかる部分に営業所外としてホールの客のための飲食店等を設置する例もある。このような場合、「社会通念上当該建物と一体とみられ」ないとして許されるのは、構造上の一体性がなく(壁や廊下で隔たれている)、利用上の一体性がなく(直接の往来ができない)、更に社会通念上の一体性がない(内装やロゴマークからホールの一部とみられない)という、例外的な場合に限られるであろう。



店長に求められる知識

顧客サービスⅧ

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

パチンコ店は不特定多数のお客様を相手にしたサービス業です。サービスの本質は、形のないモノを売って対価を得ることです。

形がなく、目に見えないモノであるからこそ、ヒトは対価と引き替えに得られる価値を重視し、それを厳しく評価します。

店舗責任者として多くのお客様に満足いただけるようなサービスの品質を実現するためには、自身の経験だけではなく、社会科学や心理学といった、経験を裏付けるための幅広い知識が必要です。

パチンコ店には様々なお客様がおいでになります。日本の高齢化とともに年配のお客様は現在のパチンコ店にとっては重要な顧客層になっていきます。車椅子でのご来店にも対応可能なバリアフリーの店舗も増えてきているようです。

また、パチンコ店では感情の起伏が激しくなるため、お客様が急病になるようなこともあります。そのために、パチンコ店にはAED（自動体外式除細動器）の設置が推奨されているのです。

他にもユニバーサルデザインを取り入れる店舗もあるでしょう。

ユニバーサルデザインとは高齢者や障害のある方はもちろん、誰にとっても利用しやすいデザインのことです。高齢者や障害のある方が利用しやすい店は、それ以外の誰にとっても利用しやすい店になるのです。ここからは問題を解きながら解説していきます。

年配客対応

【問題】

ホール業務における年配客へ向けた配慮ある対応として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

a：賞品の説明時は、耳元にはっきりとした大きな声でなるべく詳しい説明をする。

b：遊技の説明時は、小冊子を見やすい位置で手に取りながら説明をする。

c：トイレへの御案内時は、なるべく広くて歩きやすい通路を選んでゆっくり

と歩く。

d：お客様からの質問時は、ゆつくりとした口調でお客様の顔を見ながら答える。

【回答分布】

a：68・7% **b**：17・3%
c：6・6% **d**：7・4%

【正解と解説】

正解はaです。

年配客は聴覚が衰えている方も多く、話すときは耳元ではっきりと話すことが重要です。しかし、大きな声での長話はお客様にとっても負担となります。詳しく説明しようとして話が長くなることは避けるべきです。なるべく簡潔で分かりやすい説明を心掛けましょう。人は高齢になると、高音が聞き取りにくくなる傾向があります。年配客に向かって話す際は、大きな声を出すことで声が高くならないようにします。

言葉だけで説明するのではなく、視覚に訴えることも有効です。身振り手振りやアイコンタクトなどでコミュニケーションを円滑にしましょう。

車椅子対応

【問題】

車椅子で来店したお客様への接客対応として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a**：ホール内では、介助者に代わってスタッフが車椅子を押す。
- b**：車椅子のお客様であっても、正対して話しかける。
- c**：電動式車椅子のお客様をご案内する場合は、車椅子の斜め前方を歩く。
- d**：お客様の手の届かないところに陳列されている賞品は、代わりに取って手渡す。

【回答分布】

a：57・3% **b**：37・5%
c：4・7% **d**：0・5%

【正解と解説】

正解はaです。

車椅子は、正しい操作に慣れていないと、転倒や介助する側も怪我をする恐れがあります。そのため、介助者がいらつしやるにも関わらず、スタッフが車椅子を押すことは不適切と言えます。この場合は、車椅子の操作は介助者に任せ、通路の確保や先導などのサポートにまわるのが良いでしょう。

障害を持ったお客様にも楽しんでいただけるパチンコ店でありたいものです。お客様を思いやる気持ちは障害の有無に拘わらず、接客の基本です。お客様が何を考え、どのようなお気持ちなのかを想像しましょう。

そのうえでお客様や介助者の方との意思疎通を大切にして、配慮ある対応を心掛けましょう。

傷病者対応

【問題】

ホール業務における傷病のお客様への対応として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a**：お客様が突然倒れて、声を掛けても反応がなかったため、救急車を呼んだため、市販の頭痛薬を提供した。
- b**：お客様の頭痛が止まないため、市販の頭痛薬を提供した。
- c**：お客様が心停止状態となったため、AED（自動体外式除細動器）を使用した。
- d**：お客様が転倒して膝を擦りむいたため、絆創膏を提供した。

【回答分布】

a：1・5% **b**：95・9%
c：2・6% **d**：0・0%

【正解と解説】

正解はbです。

一般的に非医療従事者に認められているのは手当の範囲であり、医療行為（処置）は控えるべきです。

内服薬については市販薬、常用薬を問わず、非医療従事者であるパチンコ店が提供するのとは不適切です。内服薬は持病の薬との飲み合わせによって、副作用が起きる

こともあります。思いやりからでた行為ではあっても、市販の頭痛薬を提供することは控えるべきです。

AEDは医療機器ではあるものの、非医療従事者にも使用が認められています。一般財団法人日本救急医療財団が発表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、パチンコ店は遊興施設として、競馬場や競艇場とともに「人口の密集した環境下で、交感神経機能が高まることから心停止発生のリスクが高い」とされています。そのため、AEDの設置が推奨されているのです。実際に店内で心肺停止になったお客様をAEDの使用により救命した事例もあります。救命講習を受講するなど、緊急事態に備えておきましょう。

ユニバーサルデザイン

【問題】

高齢者のお客様に配慮したユニバーサルデザイン視点による印刷物作成の注意点として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a : 文字の大きさは、A4判の場合、14ポイント以上の方が良い。
- b : 文字色は黄系や青系は、使わない方が良い。
- c : 字体は、太さが均一なゴシック体にした方が良い。
- d : 色使いは、彩度を高めにして、コントラストは弱めにした方が良い。

【回答分布】

- a : 10・5 % b : 23・7 %
- c : 17・2 % d : 48・6 %

【正解と解説】

正解はdです。

ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

バリアフリーが障害のある人にとってバリア（障壁）となるものを取り除こうという考え方であるのに対して、最初から誰でもが利用しやすいデザインを目指す考え方です。

視力の低下、いわゆる老眼は40～50代から始まります。焦点調整力が落ち、小さい文字が見えにくくなります。現在の新聞紙面の文字の大きさはだいたい8～11ポイントです。14ポイントなら見やすい大きさだと言えます。加齢により水晶体が濁る白内障も進行します。赤系の色の見え方は比較的若い頃との変化がないのですが、黄色は白と区別がつかなくなり、青・緑系は黒っぽく見えるようになってしまいます。白地に黄色や黒と青・緑の組み合わせでは見分けがつかなくなってしまうます。字体は、文字の太さが均一のゴシック体の方が新聞や教科書で使われている明朝体より読みやすいと言われています。高齢者に限らず、誰に対してもゴシック体の方が目立つので、ポスター等の掲示物に頻繁に使われるのです。また、文字間、行間は広めにした方が誰にとっても読みやすいものになります。

なります。本文の選択肢のなかでは触れていませんが、高齢者の視野は狭くなり、特に上の方が見えにくくなります。

このような高齢化に伴う視覚の変化を知っておくと、他人は「自分とは見え方が異なるかもしれない」ということにも配慮できるようなことになるでしょう。掲示物や印刷物に関しては、高齢者向けのものを作るといよりは、誰に対しても理解しやすく分かりやすいものを作るというユニバーサルデザインの考え方を取り入れるべきでしょう。

◆
今年もいよいよ年末です。パチンコ店にとつての繁忙期といえる年末年始が間近です。この機会に多くのお客様を迎え入れ、ご満足いただけるサービスを提供するためにも、お客様のことを思いやることが大切です。

また、今年は冬の乾燥に伴って、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されています。感染症対策にも配慮して、より多くのお客様に喜んで頂けるようにしたいものです。



裏の銀世界

151

「認定」狂騒曲

文・綾小路 杏

さっきからモニターは社長の訓示を垂れ流している。

リモートで双方向の会議だから、バツチリと顔も映っている。

当然、オレの顔も先方のモニターに映っていることだろう。

なので、ちゃんと聞いているようなしぐさを時々入れつつ、見えない位置でスマホをいじっていた。

当然ほとんど内容は聞いていないが問題ない。

だって、毎回、言っていることは同じ、「遵法精神」。

社長は高らかにうたいあげるが、聞いているコッチは白けてしまう。

何度も同じことを聞いているからではない。

その言葉が「うそ」で「まやかし」で「たてまえ」だってことを知ってしまったから……。

パチンコ店で働くのは、ここで2社目になる。昨年まで、都心部にある小規模なチェーン店で働いていた。

競争が激しいためか、小さくて小回りが利いたためか、その店は「遵法精神」からは外れた店だった。

といっても、大がかりな「悪いこと」というよりも、遊技機が故障したら

適当に自分たちで修理するとか、ちよっと射幸心をあおるような呼び込みや店内アナウンスをする、とかそんな程度。

みんな「悪いこと」だとはわかっていたから、「法律は守らなくちゃならないけど、ね？」みたいな暗黙の了解でやっていた。

ところが、転職して最初に社長の話を聞いた時、きつぱりと「法令順守」「遵法精神」ということにびっくりしたし、素晴らしい会社、良い社長に恵まれたと思った。

ホワイトな会社だと安心したが、その思いはすぐに消えた。

矛盾のオンパレードなのだ。

「法律は守れ、でも数字はちゃんと上げろ！」

「売り上げが下がっても、利益は確保しろ！」

コロナ禍でこの店も苦しい中、前と同じ売上等を求められても無理なことは上もわかっているはずなのに。

売上と利益を下げてはいけない、でも法律順守。いや、無理だよな？

オレはこの地域でスロ専を含め7店舗を展開するチェーン店に社員として勤務している。

肩書はフロア主任。

店舗の売り上げも見ている立場なもんだから、オレにもこんな無茶なオーダーがされる。

言ってくるのは最近異動してきた店長だが、その店長もそのまた上から無茶ぶりされているわけだ。

つまり、本社が無茶を言ってくるんだよね。

そうなってくると、善人顔で「遵法精神」とか言っている社長にヘイトが溜

裏世界の銀

まってくる。

社長と本社は現場のこと、ちゃんとわかって言っているのか？

もちろん法律は遵守する必要がある。これは当然のこと。

でもそれをきちんと実行するのは現場の人間だということを認識して欲しいと思う。

絵空事ばかり言うな！と思ってしまっ

そしてついに知ってしまった。

ある日、オレが働いている店舗に設置してある人気のパチスロ台が壊れたという不具合が発生した。

いつそのこと修理しよう、ということに。

どうやらスタートレバーに問題があるようで、修理となるとホールでは勝手にできずメーカーに依頼しなくちゃならないし、所轄署に変更承認申請しなければならない。

となると、遊技機は止めざるをえないわけだ。

が、ここで一度、店長が難色を示した。

店長とすれば、稼働の良い遊技機を止めれば営業成績が落ちるから止めたくない。

なんとかこのまま営業できないかものかと悩んだようだが、実際問題、スタートレバーが壊れたら嫌でも遊技機は使えなくなるわけだ。

結局止めることには変わりはないと諦めた店長は、本社の機械課に連絡した。

そしたら驚くべきことがわかった。

わかってしまった。

なんとその台は認定を受けて無かったのだ。

それを聞いたオレは「ええっ?!」となつて、こっそり壊れた遊技台のドア開けて確認してみたけど、確かに認定シールは貼られて無かった。

そして認定申請の書類も無い、ということだった。

「認定」されてないということは、修理以前にそもそも今稼働させてはいけない台ということだ。

根底から崩れて、オレたちは慌てた。

「認定」は、この遊技機業界にとって、大きな動きだった。

遊技機の性能などを法的に決めている遊技機規則が変わるから、設置してある遊技機の認定を受ける必要がある、という内容。

ただし、遊技機規則が変わって3年間くらいは激変緩和措置として旧規則の遊技機も使えるが、その場合は「認定」を取らないとダメだと聞いている。

もちろん検定期間が残っていれば検定期間内は使えるけど、検定が終わったら撤去になってしまう。

だからあらかじめ認定を受けて、法律が変わってから3年間は使えるようにするってことで、業界全体がそう動いていた。

組合の会議なんかでも、どうやって多くのホールの希望台数の認定を処理していくのか、など協議を重ねて重ねたと聞いている。

ここも当然、認定申請すべく本社に申し立てたはずだ。

以前からわかっていたことだし、今後も人気の台を少しでも長く使い続けるため、できるだけたくさんさんの台を残すべく申請するのだ。

が、この「認定」作業には当然お金がかかる。

本社が、「経費削減すべく、申請台数を減らせ」と言ってきたらしい。

新台を買うよりはるかに安くすむし、確実に人気があるとわかっているのだから、売り上げを考えたら「認定」とったほうがお得だと思っただけ、本社は納得しなかったようだ。

それでもなんとか当時の店長が本社とかけあって、申請した遊技機を「認定」したはずだった……。

ところが、実際にはその「認定」がされてなかったという。

やはり本社は予算の問題で、7店舗の希望全台の認定申請は無理ということになり……希望台数の半分だけ「認定」を受け、残り半分は「認定」を

取らないまま残した、らしい。

あとで聞いた話では、早めに認定をとってしまつたら、その後、中古機として販売できないというのも理由にあつたらしい。

そしてそんなことは知らず、同じ機種だから全台「認定」台だと思つてオレたちは稼働させていたのだ。

オレも散々、台を開けてメダル補給とかやっていたけど、黄色の認定シールについては貼つてあるかどうかなんて、そんな気にしてなかった：

これはどうしたらいいものか。
店長も頭を抱えた。

つて、今あのスタートレバーが壊れたらどうしたらいいんだ？

「認定」台じゃないから、メーカーに修理を依頼できないぞ。結局止めるしかないのか。

そう悩んでいたら、本社の機械課の人が閉店後にうちの店舗にやつてきた。

何をするのか？と思つて見ていたら、なんと認定を受けてない5台のパチスロ台のスタートレバーを交換して

いる……。

横で店長とかが苦い顔して立っていた。

後から「あれ、見なかったことにしてね」と言われた。

何度も言うけど、遊技機は店舗側で勝手に修理してはいけない。

つまり、法律違反だ。

こんなことを当然のようにやらせていながら、社長は「遵法精神」などと講釈を垂れていたわけだ。

「悪いこと」と自覚しながら運営していた、前の店のほうがマトモのような気がした。

もしかしたらウチ、不正改造とかもしているんじゃないか？

あれ以降、オレは社長の訓示はまともに聞いていない。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、
現実に存在する人物像や事件とは
一切関係ありません。

KiK NEWS



編集後記

もう師走。歳末助け合いの季節でもあり、本号で兵庫県遊協の社会貢献活動を取り上げました。

弊誌は今年だけでも、苦学生を支援するPP奨学金、子供虐待の撲滅をめざすオレンジャーボン運動、アジアの子供たちに靴を送る埼玉県のホールの取組みを紹介できました。助け合いの精神が業界で定着していることを改めて感じました。

私たち自身も、多くの方々のお世話になりました。とりわけ新型コロナウイルスの猛威のなか、遊技機メーカーさんで職域接

有難かった
ワクチン接種の
お声がけ

種があるからと、誘つていただいた団体
の代表役員さん。ワクチン接種の手立てがなく、不安だった私ども職員たちにとつて、どれほど有難かったか。メーカーさん、役員さんに改めて感謝です。(M)

競馬の予想をするときは競馬新聞を買っている。もちろん料金を支払つてスマホ等で競馬新聞を閲覧することも可能なのだが、個人的には実際に紙に印刷された文字を見て予想しないと納得できない。勝つても負けてもだ。愚妻も

同じでネットで公開されるアニメの「ちいかわ」を「Twitter」で閲覧した後、本で発売されたら真っ先に買って何度も読んでいる。

理由は同じで活字なのである。やっぱりある一定の年齢

活字世代

マホの文字などでは頭の中に入らないのだと思う。息子などは逆に紙媒体を読むことがあまり無いらしい……。息子の競馬の予想↓購入はすべてスマホで完結するらしい。(H)

2か月に1回、なじみの理容室に散髪に行く。その理容室に初めて行ったのは9歳のときだから、50年余りの付き合いになる。毎回楽しみなのは、飼っているワンちゃんに会えること。実にかわいい。

散髪後はなでなでさせてもらうのだが、そのたび思い出すのが子どもの頃飼っていた愛犬のチョコとゴン。母娘で、名前は私がつけた。いまも時々、夢に出てくる。

愛犬

恐かった父もチョコとゴンには優しかった。あれから数十年。最近、特に懐かしく感じられるのはなぜなのか。再会はまだ少し待っていてほしいと思う。(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年12月1日(毎月1日発行)第174号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063